

第4回協議会での委員意見・対応状況

*該当頁・・・第4回：第4回協議会資料「中間見直し 素案」

番号	*該当頁	該当項目	委員	意見の内容	対応方針	反映内容	本編初版頁	反映項目	関係課
48	第4回9		高宮	注5「林分」一般になじみのない用語なので、解説が必要		かっこ書きで簡単に説明をしたうえで「用語解説を参照」とします	P9		
49	第4回23		高宮	林冠(葉の部分が接して連なる部分)と本文内に有るが、正確には「葉の広がり部分である樹冠(1本の木の枝葉の広がり部分)が隣接木同士連なったもの」なので、修正が必要。なお、他の項目と同様に注として下部欄外に入れた方が統一されると思う。	修正のうえ、注釈と用語解説を加えます。	—	P23		
50	第4回24		高宮	「竹は、樹木よりの成長が早く」⇒「竹は、樹木よりも成長が早く」	修正します	—	P24		
51	第4回24		高宮	「竹よりも低い位置で日が当たらなくなった樹木は」⇒「竹よりも低い位置で日光(あるいは陽 or 光)が当たらなくなった樹木は」	修正します	以下のとおり修正します。 竹よりも低い位置で日光が当たらなくなった樹木は	P24		
52	第4回35		高宮	このページでは、邦暦(西暦)という書き方をしているが、全てこの形式が読みやすい。	修正します。	—	全体		
53	第4回48		高宮	天然更新 注が必要では?	注釈と用語解説を加えます。	初出の箇所(「非皆伐更新」の注釈中)に説明を加え、用語解説に掲載します。	P28		
54	第4回50		高宮	表の最後にくまもと花博が必要では?	追記します	—	P50		
55	第4回目次		田口	・各項目のタイトルですが、「○○について」のように、「について」がタイトルにある場合とない場合があります。「について」を削除しても分かりますので削除してはどうでしょうか。4箇所あります。 ・上記に対応して、削除する場合は、本文中のタイトルの修正が必要となります。	「について」を削除します	—	全体		
56	第4回2		田口	・本市では、→ 熊本市では、 *最初のフレーズですので、正確に記述した方がいいように思います。	基本的に目次・項目では「熊本市」、本文中では「本市」としています。 ※総合計画でも最初から「本市は…」となっています	—	—		
57	第4回3		田口	・令和11年度までとします。令和7年度に・・・ →令和11年度までとし、令和7年度に・・・	修正します	—	P3		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

58	第4回 3	田 口	・推進方向と第2章 → 推進方向と、第2章	修正します	—	P3		
59	第4回 6	田 口	・推進計画の対象とする森林について → 推進計画の対象とする森林 *2箇所あります。	「について」を削除します	—	P6		
60	第4回 13	田 口	・「森林学習館」(令和7年3月31日閉館)」、森林学習館 → 「森林学習館(令和7年3月31日閉館)」、森林学習館	修正します	—	P13		
61	第4回 18	田 口	・市民の憩いの場へと竹林整備 → 市民の憩いの場になるよう竹林整備	修正します	—	P18		
62	第4回 35	田 口	・令和6年度までに557haにアンケート調査を実施し、 →令和6年度までに557haに対するアンケート調査を実施し、	修正します	—	P35		
63	第4回 36	田 口	・(「金峰山自然の家」との機能統合 → (「ヤマガラビレッジ 金峰山自然の家」との機能統合	修正します(他の箇所も書き方を統一)	—	P36 ほか		
64	第4回 40	田 口	・建築物や身の回りでの木材利用は → 建築物や木製家具など身の回りでの木材利用は	修正します	—	P40		
65	第4回 44	田 口	・竹林を地域資源としての有効に活用するため、 →竹林を地域資源として有効に活用するため、	修正します	—	P44		
66	第4回 46	田 口	・熊本県が認定している木育インストラクターとの連携等 →熊本県が認定している木育インストラクターや、熊本大学が認定している木育推進員との連携等	修正します	—	P46		
67	第4回 55	田 口	・森づくりの取組みに活用できる財源 → 森づくりの取組みに活用できる財源	修正します	—	—	(中間見直し追加箇所)	
68	第4回 55	田 口	・場合によって有利な条件での起債が可能になる →場合によっては有利な条件での起債が可能になる	修正します	—	—	(中間見直し追加箇所)	

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

69	第4回 7		松下	分類の表で「林野面積」と「・・・計画対象の森林面積」の差は何ですか	「地域森林計画」に含まれない 国有林の面積です。	—	—		
70	第4回 7		松下	地図の中の緑斜線は何を表しているのでしょうか?	国有林です。その旨注記します。	—	—		
71	第4回 8		松下	「私有林」と11ページの「民有林」との違いは何か	6ページ注釈1のとおり、民有林 は私有林、県有林、市有林を含 む総称です。	—	—		
72	第4回 11		松下	「山地災害防止機能」については該当地区として(「金毘羅山」「雁回山」「金峰 山」他市内全域)との表記が良いと思いますが	全域が同機能に該当するわけで はなく、全域に点在しているので 「市内全域に点在」という表記 にしています。	—	—		
73	第4回 13		松下	「うんしゅうみかん」を「温州みかん」にしては	修正します。	—	P13		
74	第4回 16		松下	金峰山 <主な森林の機能> 「県が指定する山地災害防止のための保安林や警戒区域」の表現はおかしいの では? 「県が山地災害防止のための保安林や警戒区域の指定を行っているこ と」などに変えた方が良いと思いますが	修正します。	—	P14		
75	第4回 34		松下	・植木三ノ岳の森公園には眺望を目的とした建物もあるが、樹木の成長で、見晴ら しが効かない。併せて、トイレや水道設備が無いため使い勝手が非常に悪い。ま た、桜などの植栽が日陰になっており、花も咲かない状況です。	今後の整備計画の参考としま す。	—	—		
76	第4回 35		松下	10,442筆と557haとの関係が分かりません 10442筆は何haになるのでしょうか	筆数については表記を削除しま す。	—	P35		
77	第4回 36		松下	キ)「交付金事業について」との表記は「交付金事業では」に替えたが良くないで すか	修正します。	—	P36		
78	第4回 44		松下	「竹林を地域資源としての有効に活用するため、民間活力を活用」を「民間活力の 活用」に替えたが良いのでは?	修正します。	—	P44		
79	第4回 56		松下	アライグマもだいたい増えているそうなので、少し触れておいた方が良くないかと思いま すか?	シカ以外の個別野生動物名に は触れておりません。今後の対 策の参考にいたします。	—	—		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

80	第4回 32	井野	表2の事業名称が森林・山村・・・となっている。 上段の2段落目に新名称に統一となっていることから変更しても良いのでは 事業自体は令和6年までは記載の名称です。	修正します。	—	P33		
81	第4回 6 91 93	勝木	修正 注3 人工林・・・本来は人が植えた樹木が成長した森林であるが、本計画において、基本的にスギ・ヒノキの針葉樹人工林を示す。 注4 天然林・・・本来は、人為に頼らない更新で成立した森林。本計画では、シイ・カシの常緑樹林、先駆性樹種を中心とした落葉広葉林のほか、本来は人工林であるクヌギ等の新炭林を含めた森林を示す。ただし、竹林は除く。	修正します。	—	P6 用語解説		
82	第4回 12	勝木	地球環境保全機能（二酸化炭素吸収） 厳密には、管理されていない森林は二酸化炭素吸収源として認められません。金峰山地区だけが適切。	修正します。 (図5ほか該当箇所も修正)	地球環境保全機能の対象区域を金峰山地区のみとし、全地区共通と記載していた箇所からは削除します。	P11,12		
83	第4回 14 16 18 20	勝木	<森林の構成> 森林の階層と樹種特性はことなる概念です。ここでは階層の区分は不要です。 →天然林を構成する樹木は、日光を直接受けて樹高の高い高木種と、林床に生育して樹高の低い低木種、その中間の高さの亜高木種に、大別されます。 高木層の樹種→高木種 低木層の樹種→低木種 その中間の高さの樹種→亜高木種 原生林に近い自然林→自然度が高い自然林	修正します。	—	P14 P16 P18 P20		
84	第4回 15	勝木	立田山地区<概要> 緑が失われ始め、→緑が失われ	修正します。	—	P15		
85	第4回 15 45	勝木	(国研)森林総合研究所→(国研)森林機構 森林総合研究所	「国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所(以下、森林総研という)」に修正します。以下2か所出てくる箇所がありますが、そちらは森林総研と記載します。	—	P15 ほか		
86	第4回 17	勝木	マツ→マツ類	修正します。	—	P17		
87	第4回 18	勝木	手入れ不足等が進行→手入れ不足等による放置が進行	修正します。	—	P18		
88	第4回 18	勝木	荒廃が進み獣害の温床→放置が進み獣害の温床	修正します。	—	P18		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

89	第4回 23	勝木	<p>コラム3</p> <p>基本的に管理された人工林では、亜高木層・低木層の樹木は切られます。</p> <p>管理された人工林→針広混交林を目指す管理をされた人工林</p> <p>管理が不十分な森林→管理が不十分な針葉樹人工林</p> <p>人工林で間伐が行われない場合→こうした管理が不十分な人工林では</p> <p>図16 管理の有無による森林の違い→図16 管理の違いによる人工林の姿</p> <p>図16左 管理された森林→針広混交林を目指す人工林</p> <p>図16右 管理が不十分な森林→放置された人工林</p>	修正します。	—	P23		
90	第4回 24	勝木	<p>コラム4</p> <p>竹は、タケノコや・・・ →モウソウチクやマダケなどの竹は、タケノコや・・・</p> <p>広葉樹へのモウソウチクの→天然林へのモウソウチクの</p>	修正します。	—	P24		
91	第4回 25	勝木	<p>コラム5</p> <p>また、成長が遅い老齢な森林は・・・ →また、老齢な森林は・・・</p> <p>間伐遅れの人工林や・・・ →放置された人工林や・・・</p>	修正します。	—	P25		
92	第4回 26	勝木	<p>コラム5</p> <p>二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、 →二酸化炭素の吸収作用により、</p>	修正します。	—	P26		
93	第4回 27	勝木	<p>コラム6天然林</p> <p>森林の状態を修正</p> <p>樹木を含めた様々な植物が定着する ➡ 高木種が樹冠層を形成し、林床はあまり光が入らずに植物は少ない ➡ 樹冠層を形成する樹木の一部が枯れはじめ、光を受けることで低木層や林床の植物が発達する ➡ 森林内で枯死と定着が繰り返され、複雑な階層構造をつくる</p>	修正します。	—	P27		
94	第4回 27	勝木	<p>コラム6天然林</p> <p>成熟段階の途中までという図は間違いで、矢印の範囲は成熟段階すべてを示す必要がある</p>	修正します。	矢印とその説明を削除します。	P27		
95	第4回 28	勝木	<p>コラム6人工林</p> <p>森林の状態</p> <p>間伐を通して間隔が調整され、下草が侵入する</p> <p>→間伐を通して林床に光が当たるようになり、林床の植物が増える</p>	修正します。	—	P28		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

96	第4回 28 93 87	勝木	注16非皆伐更新 木材を収穫する更新方法である→木材を収穫するとともに、次世代の更新木を植栽、あるいは天然更新させる更新方法である。 注17皆伐更新 伐採し収穫する更新方法である→伐採し収穫したのち、次世代の更新木を植栽、あるいは天然更新させる更新方法である	修正します。	—	P28 用語解説		
97	第4回 29	勝木	天然林の説明がまったく足りていない。	説明を追加します。	コラム「天然林の成り立ちと林相」および「管理されない森林はこうなる(天然林)」を追加し、説明します。	P29		
98	第4回 29	勝木	整備や管理が行われなくなった結果、竹林の侵入等が →管理が行われなくなった結果、天然林の放置化や竹林の侵入等が	修正します。	—	P29		
99	第4回 30	勝木	注18針広混交林 熊本市の場合、意図して針広混交林化したのではなく、放置された針葉樹人工林に広葉樹が自然に定着・成長して混交林化した	用語解説として一般的な針広混交林について説明しています。本文中に市内の状況を説明する分を入れます。	市内の民有林を対象に森林施業を行っている林業事業者がいないため、所有者による森林の管理も困難になっているほか、放置された針葉樹人工林に広葉樹が自然に定着・成長して混交林化したものも見られます。	P30		
100	第4回 37	勝木	(6)まとめ 手入れ不足となった森林や竹林が数多く生じています →手入れ不足となった放置林や、竹林化したところが増えています	修正します。	—	P37		
101	第4回 39	勝木	営みによって、健全に遷移する必要→営みも利用して、健全に管理する必要	修正します。	—	P39		
102	第4回 47	勝木	その後は自然力に委ねます →その後は自然の力を利用しながらも、注意深く観察して、管理をおこないます。	修正します。	—	P47		
103	第4回 47 90	勝木	注22除伐 不要樹種→不要木 植栽木→更新を期待する樹木	修正します。	—	P47 用語解説		
104	第4回 48	勝木	②イ 天然林 そのまま自然の遷移に任せます →自然の力を利用しながらも、注意深く観察して、管理をおこないます。 順次伐倒し→危険性があれば伐倒し	修正します。	—	P48		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

105	第4回 49		勝木	老齢段階では大きな攪乱が起きないように管理します。 攪乱が生じるのが老齢林なので、この部分は削除	「老齢段階では大規模に森林が失われないように管理します」に修正します。	—	—	(中間見直し追加箇所)	
106	第4回 50		勝木	⑦イ 天然林 その後は自然力に委ねます。 →自然の力を利用しながらも、注意深く観察して、管理をおこないます。 順次伐倒し→危険性があれば伐倒し	修正します。	—	—	(中間見直し追加箇所)	
107	第4回 87		勝木	亜高木層 4~8mの樹種を指す ←日光を直接受けることはなく、時に高さ10mを超えることもある	4~10m程度 に修正します。	—	用語解説		
108	第4回 87		勝木	陰樹 比較的寿命は長い。 削除	修正します。	—	用語解説		
109	第4回 87 49		勝木	攪乱 長期的に変化させられる出来事→長期的に失われる出来事	修正します。	—	用語解説		
110	第4回 88 27		勝木	極相 遷移が安定→遷移が進み、様々なステージの林相が安定	修正します。	—	用語解説		
111	第4回 89		勝木	更新 種子からの発芽等により →種子からの発芽、伐採前から定着していた若木の成長等により	修正します。	—	用語解説		
112	第4回 89		勝木	高木層 以下に修正 森林をいくつかの階層に区分した際に、最も上部で日光を直接受ける階層のこと。 発達した森林では高さ20mを超えることもある。	修正します。	—	用語解説		
113	第4回 90		勝木	受光伐 抜き切り→伐採	修正します。	—	用語解説		
114	第4回 90		勝木	蒸発散 水蒸気の総量→現象	修正します。	—	用語解説		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

115	第4回 92	勝木	稚樹 生長→成長	修正します。	—	用語解説		
116	第4回 92	勝木	低コスト林業 搬出にかかる→伐採、搬出、造林、保育などにかかる	修正します。	—	用語解説		
117	第4回 92	勝木	低木層 以下に修正 森林の階層のうち、林床に近い1~2m程度に発達する樹木の階層。低木種が多く見られるが、高木種・亜高木種も混在する。	修正します。	—	用語解説		
118	第4回 93	勝木	ヒートアイランド現象 水分の蒸発による→水分の蒸発や放射冷却による	修正します。	—	用語解説		
119	第4回 95	勝木	陽樹 比較的寿命は長い。 削除	修正します。	—	用語解説		
120	第4回 9	野間	【コラム1】森林環境税及び森林環境譲与税 (2) 森林環境税・森林環境譲与税の仕組み ・「森林環境税は、個人住民税均等割と併せて、令和6年度から国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。」については、既に令和6年度から賦課徴収が開始されていることがわかるような表現をご検討ください。	修正します。	「賦課徴収するものです」に修正しました。	P8		
121	第4回 9	野間	【コラム2】森林経営管理制度の概要 ・令和7年度に森林経営管理法が改正され、令和8年度には改正法が施行されることとなっていますので、その内容を盛り込んだコラムとなるようご検討ください。	反映します。	以下文言を追加します。 「令和7年(2025年)に森林経営管理法の一部が改正され、市町村が地域の関係者と協議し森林の将来像を定める「集約化構想」を作成することや、市町村の事務を支援する法人(経営管理支援法人)を指定できる仕組みの創設などが定められました(令和8年(2026年)4月施行予定)。」	P9		
122	第4回 35	野間	(5) 熊本市におけるこれまでの森づくりの状況 ア 森林経営管理制度の運用の準備 ・森林経営管理制度の運用については既に準備段階ではなく、熊本市においては経営管理権集積計画の作成、計画に基づく熊本市管理民有林の間伐の実施などの取組をされていますので、意向調査調査に基づく森林整備を行っていることがわかるような表現をご検討ください。	修正します。	「ア 森林経営管理制度の運用の準備」の「の準備」を削除します。 また「『意向調査の結果および集積計画に基づき』必要な箇所には間伐等を行っています。」という文言を追加します。	P35		

*該当頁・・・第4回:第4回協議会資料「中間見直し 素案」

123	第4回 43	野間	<p>2 森づくりの推進方策 (1) 森林の有する多面的機能の高度発揮 ◆ 森林経営管理制度の運用により適切な森林管理を推進 ・森林経営管理法が改正され、 ① 特定の地域を対象に、地域の関係者による協議を経て、路網整備、森林施業の方針等のほか、予め担い手となる適合事業者を定めた「集約化構想」を市町村が作成できる仕組みの創設 ② 森林の経営管理のための権利を、所有者から「構想適合事業者(受け手となる林業経営体)」に迅速に設定又は移転できる仕組みの創設(市町村による権利集積配分一括計画の作成) ③ 市町村が「市町村事務を支援する法人(経営管理支援法人)」を指定できる仕組みの創設 などが追加されていますので、熊本市においてこれらを森づくりの推進方策に盛り込むことはできないか、ご検討ください。</p>	反映させます。	以下文言を追加します。 「令和7年(2025年)に改正された森林経営管理法の内容(集約化構想の作成や経営管理支援法人の指定など)にも対応を検討します。」	P43		
-----	-----------	----	--	---------	---	-----	--	--